

答申 個第13号

平成29年12月21日

相模原市教育委員会教育長 野村 謙一 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報訂正請求却下決定処分等に関する諮問について（答申）

平成28年12月13日付けFNo. 0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件審査請求に係る平成28年6月13日付け教職第35号ほか30件について、相模原市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った別表原処分決定欄に記載の訂正請求却下決定（以下「本件各却下決定」という。）及び非訂正決定（以下「本件各非訂正決定」といい、本件各却下決定とあわせて「本件各処分」という。）については、妥当である。

## 2 審査請求の経緯

- (1) 平成28年4月14日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、教職員人事評価に係る自己観察書等及び通勤災害認定関係書類等に記載された自己の保有個人情報の訂正請求を行った。
- (2) 実施機関は、平成28年6月13日付けで、本件各処分を行い、審査請求人に保有個人情報訂正請求却下通知書及び保有個人情報非訂正決定通知書を送付した。
- (3) 平成28年9月13日付けで、審査請求人は、本件各処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年12月13日、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件各処分を取り消して、訂正すべきである。
- (2) 本件訂正請求は、条例第28条第1項に規定する「事実には誤りがある」ものであり、同条項に該当する訂正請求である。

事実とは、氏名、住所、家族構成、学歴、資格等といったものだけでなく、自己を本人とする保有個人情報の内容について事実の正誤、及び評価に関してもその評価の前提となる事実の正誤や評価のあり方・やり方の正誤も含まれる。
- (3) 本件訂正請求の理由は、次のとおりである。

別表項番欄（以下「項番」という。）1について、マイナス評価をしたいから否定的な評価の仕方・書き方となっている。また、校長自身の課題を人のせいにしており、事実には誤りがある。

項番2について、コミュニケーションの問題ではなく、パワーハラスメントの問題である。考えを持たずに質問もせずに言いなりになれというのは、本来の指導や助言ではない。したがって、事実には誤りがある。

項番3について、管理職、教育委員会は私の授業を見ていないし、殆ど

コミュニケーションをとっていないため、事実には誤りがある。

項番 4 について、「今年度の具体的な目標・目標達成のための具体的な手立て」に対する助言指導記録を書かなければならないのに、全く関係のないことが書かれている。また、配置ミスの問題を私に責任転嫁している。

項番 5 について、初めてで分からないことが多い中、サポートが必要なのは当然である。学年主任に対して指導をしない管理職の問題を私のマイナスの評価と責任転嫁している。

項番 6 及び項番 7 について、通常、観察指導記録は 3 月であるのに、2 月 1 日で評価しているのでは信憑性がない。よって、事実には誤りがある評価となっている。

項番 8 及び項番 9 について、自己評価は本人が記入したが、抑圧された状況の中で書いたものであり、正常な意思決定の場面での評価ではない。「A」をつけるのはおかしいと校長から言われたことを含めて、管理職の職務を適切に遂行していない。訂正を認めるべきである。

項番 10 及び項番 16 について、週担当授業時数は、校長からクラスに入った時間を書くように言われて書いたが、授業を担当していないチームティーチングの T2 の時間は該当しないと考えるので、記載内容が実態とそぐわないと考える。

項番 11 について、事実には誤りがある。私の授業を殆ど見ないで、実態にそぐわない評価をしている。

項番 12 について、物事の急な変更には内容によっては多少戸惑うこともあるのはあたりまえなのに殊更にマイナスの評価としている。助言指導者の任務を怠っていることを、私に責任転嫁している。

項番 13 について、思い込みによる過小評価である。校長自身の課題・問題そのものであるので、私の評価ではない。

項番 14 及び項番 15 について、記載内容は助言内容として適切でなく、事実としている内容に誤りがある。

項番 17 について、事実と異なることが書かれている。

項番 18 について、私が作成した通勤災害認定請求書ではない。故に、無効である。

項番 19 及び項番 25 について、私が書いて提出すべきものを勝手に事実と異なる内容で提出されている。

項番 20 について、私が書いたものではない。また、事実と異なることが書かれているため偽造した虚偽の文書であるので、無効である。

項番 21 について、その後訂正済みであり、訂正を要しない。

項番 22 について、私が書いたものではない。偽造文書であり無効であ

る。私が手書きで書いた内容と違ったものが書かれている。「止まれ」の標識は校長らによって殊更に大きく付け加えられている。

項番 2 3 について、この証明書が何のために作成されどのように処理されたのか不明で、不適切である。自動車が自転車に衝突してきたのに、私が自動車で衝突して事故を起こしたとなっており、事実と反する。

項番 2 4 について、証明書の宛先や証明月日の記載がない。書類の不備である。

項番 2 6 について、確認したという、内容の事実が誤っている。いつ作成したのか、何のために、誰に対して確認報告なのか書かれていない。不適切な文書である。

項番 2 7 について、私が書いたものではない。偽造文書のため無効である。

項番 2 8 について、通勤途上による休業の診断書ではない不適切な診断書が本人の許可なく流用されている。人権侵害である。

項番 2 9 について、私が作成した文書ではない。送付した者の名前を書くべきものである。

項番 3 0 について、何のために、どこへ報告の為の文書か不明である。

項番 3 1 について、記録は論点、考え、問題点等々、事実ができるだけ正しく記録されなければならない、記録に誤りがある。

なお、通勤災害被災後の学校等による不当な事務処理、関係事務の遅延等に係る審査請求人への説明の欠如、当該対応及びこれに伴う勤務評価に係る審査請求人からの要望等への高圧的な態度や説明不足など、審査請求人は、学校及び各処分所管課に対し、強い不信感を抱いているものである。

#### 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件各却下決定について

項番 1 及び項番 2 については、審査請求人の勤務状況に関する校長の評価が、項番 3 から項番 5 まで、項番 1 1 から項番 1 3 まで及び項番 1 7 については、審査請求人に対する助言指導者・観察指導者による評価が、項番 6、項番 8 及び項番 1 4 については、観察指導者の評価がそれぞれ記載されている。

これらは評価に関する情報であり、評価に関する情報については、客観的な正誤の判定に適する情報には当たらないことから、訂正請求に該当せず、却下としたものである。

項番 1 8 から項番 2 0 まで、項番 2 2、項番 2 5、項番 2 7 及び項番

29については、書類の作成経過等に関してであるが、書類の作成経過、また、その有効・無効の判断は、客観的な正誤の判定に適する情報には当たらないことから、訂正請求に該当せず、却下としたものである。

なお、項番18は、審査請求人の体調に配慮し、審査請求人から聞き取った内容や提出されたメモを基に書類作成を学校で行うことについて、審査請求人の了承を得て行ったものである。

項番24については、証明日の記載等に関してであるが、証明日は、客観的な正誤の判定に適する情報には当たらないことから、訂正請求に該当しないと判断し、却下としたものである。

なお、既に通勤災害として認定されており、本書の役割は果たしたものと考えている。

項番28については、診断書の送付に関してであるが、当該診断書を基金に送付したことについては、客観的な正誤の判定に適する情報には当たらないことから、訂正請求に該当せず、却下としたものである。

なお、当該診断書については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、基金へ提出したものである。

## (2) 本件各非訂正決定について

項番7については、観察指導者が指導・助言内容等を記載するものであり、指導・助言した内容に誤りはないことから非訂正としたものである。

なお、条件付採用期間中の職員に対する特別評価の基準日は2月1日であり、信憑性がないという主張は当たらない。

項番9については、当時の本人の意志で書かれており、当時の申告内容であることに誤りはないことから非訂正としたものである。

項番10及び項番16については、週担当授業時数は、T2すなわち個別指導を中心に行う授業者の授業も含めて考えるべきであり、いずれもT2の授業数が含まれた内容が記載されており、事実には誤りはないことから非訂正としたものである。

項番15については、指導・助言した内容を記載しており、事実には誤りはないことから非訂正としたものである。

項番23については、事故発生という事実には誤りはないことから非訂正としたものである。

なお、本証明書は医療機関に対して提出するものであり、基金の行う公務災害認定に際しては影響の無いものである。

項番26については、校長が述べた内容について、具体的な事故状況を確認する手段が存在しないことから、客観的な正誤の判定に適する情報には当たらないものの、校長より聞き取った内容を記録したものであり、当

時確認した内容として誤りはないことから非訂正としたものである。

項番 30 については、教職員課職員が聞き取った内容を記録したものであり、当時確認した内容として誤りはないことから非訂正としたものである。

項番 31 については、平成 26 年 5 月 12 日に行った面談の内容について、実施機関職員が記録したものであり、どの程度まで詳細に記録するかは、実施機関の裁量に委ねられており、出席者の発言内容の詳細を一言一句、逐語的に記録するものではないことから非訂正としたものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件各処分について

本件各処分にかかる保有個人情報、勤務評価にかかるもの（項番 1 から項番 17 まで）及び通勤災害すなわち公務災害にかかるもの（項番 18 から項番 31 まで）である。

当審査会は、いずれも同一人からの請求であり、かつ、内容が密接に関連していることから、本件各処分について併合して審理を行った。

なお、本件各処分後の平成 29 年 4 月、実施機関において、本件各処分当時の所管課である教職員課は、教職員人事課（勤務評価を所管）及び教職員給与厚生課（公務災害を所管）に組織改正されている。

### (2) 訂正請求の対象情報及び訂正の要否について

#### ア 訂正請求の対象について

条例第 28 条第 1 項は、何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実には誤りがあると思料するときに、その訂正を請求することができる」と定めている。

訂正請求の対象は、事実であり、事実とは、氏名、住所、家族構成、学歴、資格等の情報をいい、その性質上客観的な正誤の判定に適するものである。このため、評価、判断等については、訂正請求の対象とはならない。

また、事実の誤りとは、当該保有個人情報を取り扱っている事務事業の目的、内容等及び当該保有個人情報の性質、内容、当該事務事業の位置付け等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記録されている保有個人情報とが合致していないことをいい、その形態としては、単純な書き間違い、書かれるべきではない情報の記載、不十分又は古い情報のため読む者に誤解を生じさせる記載、電子計算機処理における入力ミス等が考えられるものである。

本件各処分のうち、次の各項番の処分については、それぞれ次の理由

- により、訂正請求の対象とは認められない。
- (ア) 項番 1 及び項番 2 は、条件付採用期間中の職員の勤務状況報告中の「意欲・服务等の状況」欄及び「概評」欄に記載された内容であり、いずれも校長による評価、判断が記載されているため。
- (イ) 項番 3 から項番 5 まで、項番 11 から項番 13 まで及び項番 17 は、教職員人事評価における自己観察書の「助言指導記録」欄に記載された内容である。
- 当該記録は、評価対象者の職務遂行状況や自己観察記録を踏まえ、それまでの助言・指導の効果、今後伸ばしていくべき点や改善すべき点、目標達成や課題解決に向けた具体的なアドバイスなどが記載されるものであり、いずれも助言指導者による評価が記載されているため。
- (ウ) 項番 6、項番 8 及び項番 14 は、教職員人事評価における観察指導記録の「観察指導者の評価」に記載された内容であり、いずれも観察指導者の評価が記載されているため。
- なお、項番 6 の評価基準日の信ぴょう性については、事実の誤りの訂正を求めるものではない。
- (エ) 項番 18 は、発生した通勤災害について、実施機関を通して地方公務員災害補償基金神奈川県支部（以下「基金支部」という。）に宛てて提出される通勤災害認定請求書であり、審査請求人は、自らは書いていない旨主張している。
- また、項番 19 及び項番 25 の通勤災害にかかる受診状況について基金支部に提出される医療機関受診報告書、項番 20 の通勤災害認定請求書の添付文書である災害発生状況場所の見取図及び災害発生状況図、項番 22 の通勤災害が第三者による加害行為の場合に基金支部に提出する第三者行為調書、項番 27 の通勤災害にかかる受診医療機関を変更する場合に基金支部へ提出する転医届及び項番 29 の基金支部担当者宛ての書類送付状について、審査請求人は、いずれも偽造文書で無効である旨主張している。
- 訂正請求は、その文書あるいは情報の有効・無効の判断を求めるものではないことから、当該請求書の無効等の主張については、訂正請求の対象とはならないため。
- (オ) 項番 24 は、通勤災害認定請求書の添付文書である時間外勤務証明書の書類としての不備に関する主張であり、事実の誤りの訂正を求めるものではないため。
- (カ) 項番 28 は、基金支部に提出した審査請求人の診断書の流用についての主張であり、事実の誤りの訂正を求めるものではないため。

## イ 訂正の要否について

条例第30条は、実施機関は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないと定めている。

訂正請求に理由があると認めるときとは、保有個人情報の訂正請求の内容が事実と合致することが判明した場合をいう。

利用目的の達成に必要な範囲内とは、例えば過去の一定時点の事実を保存する目的で保有個人情報を保有している場合に、当該保有個人情報を現時点の最新の情報に訂正する義務がない場合などをいう。

本件各処分のうち、次の各項番の処分については、訂正請求の対象とは認められるものの、それぞれ次の理由により、訂正しなければならないとは認められない。

- (ア) 項番7及び項番15は、観察指導記録の特記事項欄に、行われたとされる指導・助言内容等が記載されており、また、項番9は、観察指導記録の自己評価欄及び特記事項に、自己評価及び行われたとされる指導・助言内容が記載されており、訂正請求の対象となる事実と該当すると認められる。

しかしながら、項番7、項番9のうち特記事項欄及び項番15は、教職員人事評価に係る観察指導記録の特記事項欄の記載内容として、観察指導者が記載するものであり、記載内容に誤りがあると認める資料等はないことから、また、項番9のうち自己評価欄は、審査請求人が自ら記載したことを認めており、評価時点においてその事実と誤りは認められないことから、いずれも訂正しなければならないとは認められない。

- (イ) 項番10及び項番16は、自己観察書の教科指導「週担当授業時数」に記載された時間数であり、訂正請求の対象となる事実と該当すると認められる。

しかしながら、記載された時間数については、いずれもクラスに入った時間として記載したと審査請求人も認めていることから、訂正しなければならないとは認められない。

なお、審査請求人の当該文書に記載される時間数についての考え方の主張は、事実の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはならないものである。

- (ウ) 項番23は、通勤災害認定請求中であることを医療機関に対して証明する災害発生証明書の災害発生の状況欄に記載された災害発生の状況についてであることから、訂正請求の対象となる事実と該当すると

認められる。

しかしながら、当該証明書は、受診医療機関に対し、当該事故に係る医療費請求を公務災害として扱うことへの理解を求めるものであって、当該受診が、通勤災害の対象である事故によるとの事実には誤りは認められないことから、訂正請求に理由があるものとは認められない。

なお、審査請求人の当該文書の目的等についての主張は、事実の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはならないものである。

- (エ) 項番 26 は、実施機関職員による校長への災害発生状況確認内容として、確認したとされる内容等が記載されており、訂正請求の対象となる事実には該当すると認められる。

しかしながら、当該記録は、確認内容欄及び 印以下のいずれもが事実には誤りがあるとする資料等はないことから、訂正しなければならないとは認められない。

なお、審査請求人の当該文書の目的等についての主張は、事実の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはならないものである。

- (オ) 項番 30 は、関係書類の受領経過が記載された当該文書の目的等についての主張はあるものの、実施機関の職員が聞き取ったとする内容等が記録されており、訂正請求の対象となる事実には該当すると認められる。

しかしながら、当該記録の記載内容が事実には誤りがあるとする資料等はないことから、訂正しなければならないとは認められない。

- (カ) 項番 31 は、実施機関と審査請求人との面談記録であり、そのうち記載された時刻は、訂正請求の対象となる事実には該当すると認められる。

しかしながら、面談開始時刻について、審査請求人は母とのやりとりにある旨主張するも、記載内容の事実には誤りがあると認める資料等は確認できず、訂正しなければならないとは認められない。

なお、記録作成方法等に関する審査請求人の主張については、事実の誤りの訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはならないものである。

- (キ) 項番 21 は、審査請求人の出勤簿であり、押印により出勤等の記録が記載されていることから、訂正請求の対象となる事実には該当すると認められるところであるが、審査請求人において、既に訂正されたことを了解されており、訂正の要否を判断するまでもない。

( 3 ) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人から、口頭での意見陳述の場において、当審査会が予定した時間内では十分に説明しきれないとし、当審査会に対し、更なる長時間に及ぶ意見陳述の実施を希望する旨の発言があったところである。

当審査会としては、審査請求人の主張について審査請求書及び反論書により確認をしており、また、意見陳述においては、当初の予定時間を大幅に超えた対応をし、その際、新たな主張等は特段認められなかったことから、審査請求人による更なる口頭での意見陳述の必要はないと判断したことを申し添える。

( 4 ) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件各処分については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日	実施機関からの諮問
平成 2 9 年 9 月 6 日	実施機関からの意見聴取 審議
9 月 2 8 日	審議
1 1 月 2 日	審査請求人の意見陳述 審議

第 1 部会委員 臼井 雅子  
岩崎 忠  
伊藤 信吾

## 別表

項番	原処分		審査請求の主な理由	備考
	指令番号	決定		
1	(教職)第35号	却下	事実の誤り	
2	(教職)第36号			
3	(教職)第37号			
4	(教職)第38号			
5	(教職)第39号			
6	(教職)第40号			
7	(教職)第41号	非訂正		
8	(教職)第42号	却下		
9	(教職)第43号	非訂正	事実の誤り	
10	(教職)第44号		記載内容が実態とそぐわない	
11	(教職)第45号	却下	事実の誤り	
12	(教職)第46号			
13	(教職)第47号			
14	(教職)第48号			
15	(教職)第49号	非訂正	事実の誤り	
16	(教職)第50号		記載内容が実態とそぐわない	
17	(教職)第51号	却下	事実の誤り	
18	(教職)第52号			
19	(教職)第53号			
20	(教職)第54号			
21	(教職)第55号	非訂正	私療であるとする説明を求める	訂正済み
22	(教職)第56号	却下	事実の誤り	
23	(教職)第57号	非訂正		
24	(教職)第58号	却下		
25	(教職)第59号			
26	(教職)第60号	非訂正		
27	(教職)第61号	却下		
28	(教職)第62号			
29	(教職)第64号			
30	(教職)第65号	非訂正		
31	(教職)第66号			